

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程を、次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考																		
<p>国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第29号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 再雇用の対象となる職員は、就業規則第4条第1項に規定する事務職員及び技術職員のうち、就業規則第19条第1項に定める定年退職する時に次条に定める再雇用基準に該当する者とする。</p> <p>2 前項にかかわらず学長が、特に必要と認めたとする。</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>(再雇用の限度)</p> <p>第8条 再雇用職員の雇用期間(更新された雇用期間を含む。)の上限は、次表に定める定年退職年月日ごとの上限年齢に達する日以後における最初の3月31日までとする。</p> <table border="1" data-bbox="128 938 894 1117"> <thead> <tr> <th>定 年 退 職 年 月 日</th> <th>上 限 年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年4月1日～平成19年3月31日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日～平成22年3月31日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日～平成25年3月31日</td> <td>満64歳</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日～</td> <td>満65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休暇)</p> <p>第9条 再雇用職員の年次休暇は、定年退職に引き続き再雇用職員となった場合には、当該退職時における未使用の日数を付与するものとする。</p> <p>2 第7条の規定により雇用期間を更新された場合の年次休暇は、更新された日の前日における未使用の日数を付与するものとする。</p>	定 年 退 職 年 月 日	上 限 年 齢	平成18年4月1日～平成19年3月31日	満62歳	平成19年4月1日～平成22年3月31日	満63歳	平成22年4月1日～平成25年3月31日	満64歳	平成25年4月1日～	満65歳	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 再雇用の対象となる職員は、就業規則第4条第1項に規定する事務職員及び技術職員のうち、就業規則第19条第1項に定める定年退職する時に次条に定める再雇用基準に該当する者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたと再雇用の対象とすることができる。</p> <p>第5条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(再雇用の限度)</p> <p>第8条 再雇用職員の雇用期間(更新された雇用期間を含む。)の上限は、次表に定める生年月日ごとの上限年齢に達する日以後における最初の3月31日までとする。</p> <table border="1" data-bbox="978 938 1753 1084"> <thead> <tr> <th>生 年 月 日</th> <th>上 限 年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和20年4月2日から昭和22年4月1日まで</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで</td> <td>満64歳</td> </tr> <tr> <td>昭和24年4月2日以降</td> <td>満65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(年次有給休暇の特例)</p> <p>第9条 再雇用職員の年次有給休暇は、定年退職に引き続き再雇用職員となった場合には、当該退職時における未使用の年次休暇の日数を付与するものとする。</p> <p>2 第7条の規定により雇用期間を更新された場合の年次有給休暇は、更新された日の前日における未使用の日数を付与するものとする。</p> <p>3 再雇用職員に非常勤職員就業規則第31条の規定により年次有給休暇を付与する場合において、当該付与される日の前日における未使用の日数については、40日から当該付与される年次有給休暇の日数</p>	生 年 月 日	上 限 年 齢	昭和20年4月2日から昭和22年4月1日まで	満63歳	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳	昭和24年4月2日以降	満65歳	
定 年 退 職 年 月 日	上 限 年 齢																			
平成18年4月1日～平成19年3月31日	満62歳																			
平成19年4月1日～平成22年3月31日	満63歳																			
平成22年4月1日～平成25年3月31日	満64歳																			
平成25年4月1日～	満65歳																			
生 年 月 日	上 限 年 齢																			
昭和20年4月2日から昭和22年4月1日まで	満63歳																			
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳																			
昭和24年4月2日以降	満65歳																			

<p>第10条～第13条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表 省略</p>	<p><u>を減じた日数を限度として繰り越すことができる。</u></p> <p>第10条～第13条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表 省略（現行どおり）</p>	
--	---	--

附 則（20教 規程 第58号）

この規程は、平成20年10月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。